慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	第七回社会政策学会後記
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1953
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.46, No.6 (1953. 6) ,p.492(84)-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19530601-0084

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第七回社會政策學會後記

社會政策學會大會は六月六日、その第二日の最後を共通論題「日本の賃勞働と封建性」に關する綜括討議によつて閉幕した。座長の巧妙な要旨解説に必ずしも滿足されぬ報告者も見受けられたが、更に問題の要約が許されるならばおよそ次の諸點が指摘され得たように思われる。先ず封建性の概念は廣く勞働力商品の交換における價値法則の不貫徹、あるいは勞働市場における統一的な市場價格の不成立として規定され、その理由は日本資本主義がその内に、生産手段から二重の意味で未解放な小農經營を含み、これは資本家的生産に對する勞働力の「給源」ではあるが未だ眞の合理的市場を形成するに至らず、資本家的生産自身もまたこの事情に規定され、且つこれを積極的に利用することによつてのみ自己の蓄積を可能ならしめている。勿論そこには若干の重化學工業地帶において近代的プロレタリアの生長しつつあることも事實であるが、その内部には農村との物的、意識的交流が實證され、またその募集にも縁故あるいは强力關係が認められた。また戰後都市の停滯的失業者の占める割合は增大したが、これも前期的中小商工經營と結合している意味では前者と本質的差異はなく、且つその貧困化は被保護的窮民への沈澱を促進する。他方資本自身もこの關係の强化によつて、生長しつつある勞働組合運動の骨抜きを計り、組合側の企業別組織もまたかかる攻勢に對する弱點となつて、その産別化への積極的推進策にも客觀的裏付けは稀薄と判斷されよう。

しかしこのような議論の立て方そのものの裡に、實は問題の發展的な解決を見出し得ぬ缺陷が潜んでいるのではあるまいか。重要なのは價値法則の不貫徹乃至歪曲ではなくして、むしろその歪曲された價値法則の貫徹によつて日本資本主義に惹起される形態變化の、すぐれて理論的、且つ實證的な究明にある。問題は「價値法則からの乖離」はなくして「乖離したる價値法則そのもの」でなければならない。價値としての勞働概念は分業生産と市場交換とを前提とするのみで成立するが、資本主義社會における價値概念は剰餘價値とそれに規定される意味での窮乏化の法則として初めて完成されるものとすれば、この兩者の間に後進資本主義社會の價値法則を位置づけることもまた不可能ではあるまい。價値法則との結合を失つたマルクス經濟學が巨視的近代經濟學と異るものでない事實はJ・ロビンソンの逆説が教える所である。價値法則の重要性が人間社會の形態變化に對する動因としての役割にこそ存する以上、この動因を他所にして日本資本主義發展の契機を求め難いことはむしろ理の當然というべきであろう。

（C）

編集後記

MSA援助は今や論議のまとになつているけれども、これに對する諸觀測の中には甚々適確を缺くものがあるように思われる。少くともそれは一九五一年相互安全保障法第二條にみるように、自由世界の個々の或は集團的な防衛の强化、そのための資源開發、國連の集團安全保障機構への參加と有效な活動の促進を目的とするものであつて、アメリカの對外援助の性格を明確に規定しているものである。特にこれに關し「經濟協力法、相互防衛援助法、國際協力法のそれぞれの目的は、この法律制定後は、この法律の目的を含む」としていることを考えなければなるまい。即ち、軍事的・經濟的・技術的援助の基礎は右の四つの法律に規定されているけれども、相互安全保障法は事實上これに決定的なわくを與へるものであり、從來と全く異る性格を有するものであることに留意する必要があろう。それだけに、朝鮮の休戰調停にかかわる特需の減少の穴埋めとして、MSA援助の適用を希求することは凡そまとはずれといわなければならないし、またもし、所謂「防衛生産の起死回生策」として希求するとすれば、われわれは一層この交渉の經過を監視しなければなるまい。勿論、政治的緊張の緩和によつて、このような援助にしても外交的折衝の可能性とみいだし得るであろうか、われわれは更にこの外交的折衝による僞裝がなされることをおそれるものである。

（白石孝）

昭和二十八年五月二十五日印刷
昭和二十八年六月一日發行
第四十六卷　第六號
定價　七拾圓
送料　四圓
編集兼發行者　東京都港區芝三田慶大經濟學部内　高村象平
印刷所　東京都港區芝三田豐岡町八　図書印刷株式会社　川口芳太郎
豫約購讀料
一年分　金八四〇圓（送料共）
半ケ年分　金四二〇圓（〃）
發行所　東京都港區芝三田二丁目　慶應義塾大學經濟學部研究室内　慶應義塾經濟學會